



No.3883 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2025. 12. 22

・鳥取県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内6例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について	385
・新潟県胎内市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内3例目、4例目）に係る移動制限の解除について	386
・R7年度獣医関係大学卒業者就職状況調査の結果	387
・第65回全国家畜保健衛生業績発表会演題（愛媛県）	389

☆鳥取県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内6例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
(令和7年12月8日付けプレスリリース)

鳥取県米子市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内6例目）について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1. 概要

(1) 鳥取県米子市の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内6例目、12月2日疑似患畜確定）について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性

性と判断される配列が確認されました。

(2) これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

(3) また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

(注) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

- https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願ひいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願ひいたします。

3. 参考

鳥取県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内6例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
<https://www.maff.go.jp/j/press/syounan/douei/251201.html>

☆新潟県胎内市で発生した高病原性鳥インフルエンザ(国内3例目、4例目)に係る移動制限の解除について

(令和7年12月10日付けプレスリリース)

新潟県は、胎内市で確認された高病原性鳥インフルエンザ(今シーズン国内3例目、4例目)に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和7年12月10日(水曜日)午前0時(12月9日(火曜日)24時)をもって、当該移動制限を解除しました。

1. 経緯及び今後の予定

- (1) 新潟県は、令和7年11月4日および令和7年11月9日に胎内市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ(今シーズン国内3例目、4例目)が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域(発生農場の半径3km以内の区域)及び搬出制限区域(発生農場の半径3kmから10kmまでの区域)を設定しました。

- (2) 新潟県は、令和7年11月30日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。
- (3) 今般、新潟県は、国内3例目と4例目の防疫措置が完了した令和7年11月18日の翌日から起算して21日が経過する令和7年12月10日(水曜日)午前0時(12月9日(火曜日)24時)をもって、移動制限を解除しました。

2. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願ひいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願ひいたします。

3. 参考

新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内3例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
新潟県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(国内3例目)の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内4例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
新潟県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(国内4例目)の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆令和7年度獣医関係大学卒業者就職状況調査の結果

職種別分類			令和7年(令和6年度)3月卒業者		令和6年(令和5年度)3月卒業者		
			人数(うち女性)	% (うち女性)	人数(うち女性)	% (うち女性)	
①公務員	国	農林畜産関係	17 (6)	1.6 (0.5)	26 (17)	2.4 (1.6)	
		公衆衛生関係	4 (2)	0.4 (0.2)	3 (1)	0.3 (0.1)	
		その他	1 (0)	0.1 (0.0)	1 (0)	0.1 (0.0)	
		小計	22 (8)	2.0 (0.7)	30 (18)	2.8 (1.7)	
②独法	都道府県	農林畜産関係	59 (33)	5.4 (3.0)	55 (34)	5.0 (3.1)	
		公衆衛生関係	28 (17)	2.6 (1.6)	30 (19)	2.8 (1.7)	
		その他	6 (3)	0.5 (0.3)	1 (0)	0.1 (0.0)	
		小計	93 (53)	8.5 (4.8)	86 (53)	7.9 (4.9)	
③会社	市町村	農林畜産 関係	一般行政	1 (0)	0.1 (0.0)	1 (1)	0.1 (0.1)
			診療	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	0.1 (0.0)
		公衆衛生関係	10 (5)	0.9 (0.5)	14 (9)	1.3 (0.8)	
		その他(教育関係含む)	4 (2)	0.4 (0.2)	2 (1)	0.2 (0.1)	
		小計	15 (7)	1.4 (0.6)	18 (11)	1.7 (1.0)	
④事業者	農林畜産関係		5 (2)	0.5 (0.2)	3 (0)	0.3 (0.0)	
	その他、教育関係 (大学教員等)		11 (8)	1.0 (0.7)	5 (3)	0.5 (0.3)	
	小計		16 (10)	1.5 (0.9)	8 (3)	0.7 (0.3)	
⑤専門機関	製薬・医療関係		31 (21)	2.8 (1.9)	35 (21)	3.2 (1.9)	
	乳業関係	診療	1 (1)	0.1 (0.1)	0 (0)	0.0 (0.0)	
		研究、その他	1 (0)	0.1 (0.0)	2 (0)	0.2 (0.0)	
	食肉関係	診療	5 (3)	0.5 (0.3)	0 (0)	0.0 (0.0)	
		研究、その他	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	飼料関係	診療	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
		研究、その他	5 (3)	0.5 (0.3)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	実験動物関係		1 (0)	0.1 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	その他		38 (23)	3.5 (2.1)	42 (23)	3.9 (2.1)	
	小計		82 (51)	7.5 (4.7)	79 (44)	7.2 (4.0)	

職種別分類		令和7年(令和6年度)3月卒業者		令和6年(令和5年度)3月卒業者	
		人数(うち女性)	% (うち女性)	人数(うち女性)	% (うち女性)
④農業関係団体	農業協同組合	6 (3)	0.5 (0.3)	5 (4)	0.5 (0.4)
	農業共済組合	84 (51)	7.7 (4.7)	81 (44)	7.4 (4.0)
	農業団体その他	1 (1)	0.1 (0.1)	0 (0)	0.0 (0.0)
	小計	91 (55)	8.3 (5.0)	86 (48)	7.9 (4.4)
⑤個人診療施設	愛玩動物関係	503 (297)	45.9 (27.1)	494 (279)	45.3 (25.6)
	産業動物関係	17 (8)	1.6 (0.7)	26 (10)	2.4 (0.9)
	産業及び愛玩動物関係	1 (0)	0.1 (0.0)	1 (1)	0.1 (0.1)
	小計	521 (305)	47.6 (27.9)	521 (290)	47.8 (26.6)
⑥その他	競馬関係団体	10 (5)	0.9 (0.5)	4 (2)	0.4 (0.2)
	私立学校職員 (専門学校職員を含む)	9 (5)	0.8 (0.5)	14 (9)	1.3 (0.8)
	研究機関 (公益・特殊法人研究所、特別研究員等)	3 (1)	0.3 (0.1)	3 (3)	0.3 (0.3)
	進学 (含海外)	77 (33)	7.0 (3.0)	67 (31)	6.1 (2.8)
	研究生 (含聴講生)	5 (1)	0.5 (0.1)	9 (4)	0.8 (0.4)
	自営 (酪農家等)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
	海外	2 (2)	0.2 (0.2)	0 (0)	0.0 (0.0)
	その他	1 (0)	0.1 (0.0)	8 (5)	0.7 (0.5)
小計		107 (47)	9.8 (4.3)	105 (54)	9.6 (5.0)
⑦未定 (求職中、受験準備中を含む)		123 (65)	11.2 (5.9)	119 (69)	10.9 (6.3)
⑧不明		25 (10)	2.3 (0.9)	38 (13)	3.5 (1.2)
合計		1,095 (611)	100.0 (55.8)	1,090 (603)	100.0 (55.3)

☆第65回全国家畜保健衛生業績発表会演題（愛媛県）

愛媛県南予家畜保健衛生所
渡部峻也／佐竹康明

H酪農青年部におけるアニマルウェルフェアの実践とその影響

1. 緒言

アニマルウェルフェア（以下、AW）とは、快適性に配慮した家畜の飼養管理と定義されており、家畜を快適な環境で飼育することで家畜のストレスを減少させ、生産性の向上や安全な畜産物の生産につなげるものである¹⁾。1960年代、欧州において密飼いなどの近代的な畜産のあり方について問題提起が起り、「5つの自由」の考え方を中心としたAWの概念が普及されたことをきっかけに、現在では欧州の他に米国やカナダ、豪州などの各国においても、AWに基づく飼養管理のガイドラインなどが設定されている¹⁾。

一方、わが国においても2023年に農林水産省より「家畜別のアニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」が公表され、生産者や消費者へのAWの考え方の普及に努めている²⁾。

国内でのAWへの注目が高まっている中、管内S市のH酪農青年部では、2024年5月より組織全体でAWを宣言している（図1）。しかし、各農家にお

けるAWの実践状況や取組による生産性への影響については把握されていないため、当該農家を対象にAWの実践状況を調査するとともに、AWが乳生産性に及ぼす影響について検討した。

2. 方法

(1) AW評価調査

H酪農青年部会員の農家（39農家）から、飼養形態（タイストール（以下、TS）、フリーストール（以下、FS）、フリーバーン（以下、FB））ごとに2農家を抽出、計6農家を調査対象とし、2024年10月から11月の間にAW評価調査を実施した。評価は（一社）AW畜産協会が作成した乳牛のAW評価法³⁾を用い、調査対象を搾乳牛に限定し、哺乳牛および育成牛、疾病の罹患状況に関する項目は除いた。評価は家畜ベース、施設ベース、管理ベースから構成されており、搾乳牛を対象とした評価項目は最大34項目であった（表1）。各ベースについて、基準値を満たす項目の割合を算出し、それぞれを家畜スコア、施設スコア、管理スコアとした。

得られた結果より、農家ごとの課題を抽出し、改善指導を実施した。また、指導前のAW項目取組数の自己評価を聞き取りし、指導後のAW取組項目数と比較した。

表1 乳牛のAW評価法の評価項目

家畜ベース		施設ベース	管理ベース
評 価 項 目	BCS	・給水環境	・濃厚飼料給与量
	・乳房の清潔さ	・暑熱対策	・飼養頭数
	・大腿部の清潔さ	・照度	・飼槽の清潔さ
	・飛節の状態	・空気の質	・水槽の清潔さ
	・尾の折れ	・休息エリア	・牛床のやわらかさ
	・尾の切断	・繫留方法	・除角
評 価 項 目	・蹄冠部の状態	・カウトレーナーの使用	・副乳頭
	・破行の有無	・設備不良	・削蹄回数
	・外傷の有無	・人用踏込消毒槽	・起立不能牛への対応
	・皮膚病の有無	・牛床数	・牛の取扱い
	・異常行動	・分娩房の広さ	・牛舎への搬入
		・牛体プランの有無	

（2）行動調查

2024年10月から11月の間に、(1)の評価調査を行った農家のうち、飼養形態ごとに1農家ずつを調査農家として選定した。調査時最新の牛群検定のデータを参照し、乳量成績が乳量平均±5kgの牛を9頭ずつ選定し、調査対象牛とした。

行動調査は朝搾乳から夕搾乳までの連続6.5時間実施し、5分毎に牛の行動を瞬間サンプリングに



図1 H酪農青年部におけるAW宣言書

より記録した。記録した行動は表2に示した。

各農場の行動調査対象牛9頭より得られたデータから、各行動の調査時間中の行動発現割合を算出し、飼養形態別に平均化した。

表2 行動調査の記録項目と行動例

行動様式	行動例
摂取	摂食、敷料摂食、飲水、舐塩
休息	たたずむ、伏せてぼんやりする
反芻	反芻
睡眠	目を閉じて休む
身繕い	(自身を)舐める、噛む、搔く、擦り付け、伸びる
排泄	排糞、排尿
移動	歩く、駆ける
探査	嗅ぐ、触れる、舐める
敵対	頭振り、頭突き出し、闘争、逃避
異常	吸引、柵かじり、舌遊び、異物舐め、飼料掻き上げ

(3) 統計解析

AW評価スコア(総合スコア、家畜スコア、施設スコア、管理スコア)と牛の行動割合との相関関係について、ピアソンの積率相関係数により解析した。

また、行動調査対象牛計27頭(9頭×3農家)から得られた各行動発現割合とその牛群検定の成績との関係性についても同様の手法により解析した。

(4) 調査農家概要

調査農家の概要は表3に示した。搾乳牛の飼養頭数の範囲は26~82頭、搾乳回数はすべての農家で朝夕の2回搾乳であった。牛床はゴムマットもしくは豊富な敷料であり、どの農家もオガクズを敷料として利用していた。飲水設備については、TS牛舎でウォーターカップ、FB牛舎で水槽、FS牛舎で水槽もしくはウォーターカップを使用していた。また農家A、D、FにおいてはAW評価調査に加え、後日行動調査を実施した。

表3 調査農家の概要

	TS		FB		FS	
	農家A	農家B	農家C	農家D	農家E	農家F
飼養頭数 (搾乳牛)	26	28	40	35	82	45
搾乳回数	1日2回	1日2回	1日2回	1日2回	1日2回	1日2回
牛床	ゴムマット	ゴムマット	敷料	敷料	敷料	ゴムマット
敷料	オガクズ	オガクズ	オガクズ	オガクズ	オガクズ	オガクズ +稻わら
飲水設備	WC*	WC*	水槽5台	水槽1台	水槽2台	水槽1台 +WC*
行動調査	○		○		○	○

3. 結果及び考察

(1) AW評価調査

各農家のAW評価スコアは表4のとおりであり、総合スコアの飼養形態別の平均値はFB、TS、FSの順に高かった。(一社)AW畜産協会による乳牛の農場認証制度では、AW評価スコアがすべてのベース(家畜、施設、管理)で80%以上であることを認証基準として定めている。本調査対象農家では、すべてのベースの基準値を満たす農家はいなかったものの、大半の農家で2つのベースの基準値を満たしているほか、総合スコアの平均値は $79.1 \pm 1.7\%$ であった。そのため、これらの農家においては高い水準でAWに取組んでおり、組織全体でのAW宣言およびAW実践の効果が表れた結果だと考えられる。

しかし、6農家全体の家畜スコアの平均値は74.2%、管理スコアの平均値は77.3%と80%未満であるため、これらの評価項目が主な改善指導事項であることが判明した。そこで、農家ごと抽出された課題(表5)について改善指導を実施した結果、指導前後でAW取組項目数は3.67項目から25.8項目へ増加しており(表6)、農家でのAW水準の向上やAW実践に対する意識改善が図られた。

表4 AW評価スコア

	TS		FB		FS	
	農家A	農家B	農家C	農家D	農家E	農家F
飼養頭数 (搾乳牛)	26	28	40	35	82	45
搾乳回数	1日2回	1日2回	1日2回	1日2回	1日2回	1日2回
牛床	ゴムマット	ゴムマット	敷料	敷料	敷料	ゴムマット
敷料	オガクズ	オガクズ	オガクズ	オガクズ	オガクズ	オガクズ +稻わら
飲水設備	WC*	WC*	水槽5台	水槽1台	水槽2台	水槽1台 +WC*
行動調査	○		○		○	○

表5 AW評価の改善指導事項

指導項目(抜粋)	指導内容
乳房の清潔さ	・定期的なブラッシングの実施
家畜 大腿部の清潔さ	・牛体ブラシの設置
尾折れ、断尾	
施設 給水環境	・バケツ等の設置により給水場を増やす
牛床数(FS農家)	・飼養密度抑えるか施設の増築等の検討
飼槽の清潔さ	・凹凸部の穴埋め
管理 水槽の清潔さ	・定期的な水の入替、清掃
牛床の柔らかさ	・敷料の深さ5cmのスペースを設ける

表6 AW評価の改善指導効果

指導前		指導後	
	BCSの維持		
	蹄冠部の状態		
	破行・外傷無		
	暑熱対策		
水槽の清潔さ	畜舎の明るさ		
取組項目 飼養頭数（密度）	空気の質		
牛床の柔らかさ等	休息エリアの確保		
	繫留方法		
	カウトレーナーの未使用		
	削蹄回数		
	起立不能牛への対応		
	と畜場への搬入		等
項目数	3.67	25.8	

(2) 行動調査

各農家の牛の行動発現割合は表7に示した。すべての農家の牛で、休息系行動（休息・反芻・睡眠）が最も多く、次いで摂取行動を発現していた。摂取行動はTS牛舎の牛で、休息・反芻・睡眠行動はFS牛舎の牛で最も発現していた。TS牛舎の牛はつなぎ飼いによる行動の制限を受けるため、飼料の摂食や飲水、鉱塩等の摂取行動が多いほか、社会的接触の抑制を受けるため、隣接牛へのグルーミングといった探査行動が他の飼養形態の牛より多く発現する傾向にあった。またFS牛舎の牛においては、搾乳及び給餌時以外で牛は自由に行動できるほか、ストールによる休息スペースの確保が可能であるため、休息系行動の発現割合が比較的多くなったと考えられた。

表7 牛の行動発現割合

農家	飼養形態	摂取	休息	反芻	睡眠	身繕	排泄	移動	探査	敵対	異常
A	TS	28.1	31.2	30.4	1.5	1.4	1.1	1.8	3.0	0.8	0.6
D	FB	23.2	33.5	34.6	1.8	2.4	0.7	2.1	1.3	0.4	0.0
F	FS	14.9	38.4	36.7	2.7	1.7	1.1	2.4	1.4	0.4	0.3
各農家 n=9											

(3) AW評価スコアと搾乳牛の行動との相関関係

AW評価スコアと搾乳牛の行動発現割合との相関係数を表8に示した。

摂取行動は家畜スコアと負の相関傾向が認められた。FS牛舎の農家Fは、他2農家（A、D）に比べ家畜スコアが高値（81.8%）であったとともに、給餌開始から30分ほどでスタンチョンを解放しており、牛の自由に行動できる時間を多く確保していた。そのため、FS牛舎の牛で摂取行動の発現割合

表8 AW評価スコアと搾乳牛の行動発現割合との相関係数

行 動	AW評価スコア			
	家畜スコア	施設スコア	管理スコア	総合スコア
摂取行動	-0.99	0.15	0.76	0.15
休息行動 休息	0.98	-0.21	-0.80	-0.21
反芻	0.98	0.19	-0.50	0.19
睡眠	0.96	-0.28	-0.84	-0.28
身繕行動	0.28	0.96	0.54	0.96
探査行動	-0.83	-0.56	0.11	-0.56
異常行動	-0.50	-0.87	-0.33	-0.87

が低く、家畜スコアが高いことにより、負の相関傾向が強まったと考える。

休息・反芻・睡眠行動は、いずれも家畜スコアとの間に正の相関傾向が認められ、これらの行動の発現割合が高いほど、家畜スコアが高い傾向にあることが示された。

これについては、行動調査の結果より、昼間の牛の行動の9割以上は摂取行動もしくは休息状態であるため、必然的に摂取時間が短い牛ほど休息に費やせる時間が長くなったと考えられる。前述したように、農家Fでは給餌時のスタンチョン開放までの時間が短いため、摂取行動の発現が減少し、休息系行動をより発現していた。そのため、休息系行動と家畜スコアの関係性は摂取行動の場合と相対する形となつた。

(4) 搾乳牛の行動と乳生産性との相関関係

搾乳牛の行動発現回数と乳生産性との相関係数を表9に示した。

乳量は反芻行動の発現回数と正の相関傾向が認められ（R=0.51、図2）、反芻行動が多い牛ほど乳量が多くなる傾向にあることが示された。反芻は牛が安楽状態であるときに実施する生理反応であることから、牛が落ち着いて反芻できる環境は、乳生産性の向上に影響を与える可能性が示唆された。また、

表9 搾乳牛の行動発現回数と乳生産性との相関係数

行動	牛群検定成績 (n=27)					
	乳量 (kg)	乳脂率 (%)	乳蛋白質率 (%)	無脂固形分率 (%)	体細胞数 (1000/ml)	MUN* (mg/dl)
摂取行動	-0.44	0.31	0.45	0.31	-0.01	-0.12
休息行動 休息	0.18	-0.12	-0.02	0.07	0.06	0.12
反芻	0.51	-0.24	-0.49	-0.47	-0.06	0.12
睡眠	-0.20	0.07	0.01	0.07	-0.06	0.28
身繕い行動	0.04	0.07	-0.04	-0.23	0.25	0.15
探査行動	-0.39	0.27	0.24	0.05	-0.23	-0.05
異常行動	0.00	0.26	0.10	0.15	0.01	0.15

* MUN:乳中尿素窒素

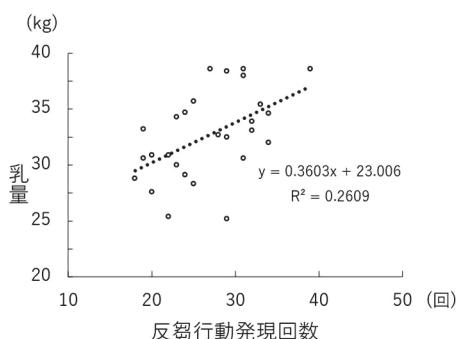


図2 乳量と反芻行動発現回数の散布図

AW評価スコアと牛の行動発現の相関関係から、家畜スコアが高い農家では、休息系行動を発現する牛が多い傾向にあったことを踏まえると、AW評価は乳生産性の指標となる可能性が考えられた。

4.まとめ

AW評価調査についての平均値は $79.1 \pm 1.7\%$ と良好であり、調査農家においてはAWの考え方に基づいた取組を実践していた。また、家畜スコアが高いほど、牛の休息および反芻、睡眠行動が多く発現し、加えて、牛の反芻行動の発現割合と乳量との間

に正の相関関係 ($R=0.51$) を認めたことから、牛が落ち着いて反芻できる環境づくりは、牛を快適な状態に保ち、乳生産性の向上に影響を与える可能性が示唆された。今回のAW評価に基づく改善指導で、AW取組数の平均は指導前の自己評価3.67項目から25.8項目へ増加しており、本調査・指導は、農家でのAW実践への意識改善に寄与した。今後も指導を継続することで農家のAWレベルの向上を目指すとともに、子牛の育成状況や疾病の罹患状況等を追跡調査することで、AW実践が及ぼす影響について多面的に検討していく必要がある。

(参考文献)

- 畜産技術協会：アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛の飼養管理指針、第6版 (2020)
- 農林水産省：乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針 (2023)
- アニマルウェルフェア畜産協会：乳牛のアニマルウェルフェア評価法 (2021)

~~~~~ 通 信

今年も残すところわずかとなり、御用納め後は長期の連休が見込まれています。国内家畜衛生対応、水際対応は待ってくれないものの、ゆっくりとできる年末年始が少しでも長く関係者の方々に訪れるよう祈っているところです。毎年この時期に恒例の今年の漢字は、今年は1位が「熊」、2位が「米」、3位が「高」となり、鳥獣被害、飼料用米、高卵価・高病原性と畜産にも大いに関係する漢字でもありました。家畜衛生に関する漢字というと、個人的には「変」を思い浮かべます。久しぶりに家畜衛生を担当するということも大きいかと思いますが、公務員獣医師不足、国際的な状況、新技術、一歩先を見据えた防疫方針などえていかなければならぬ点ばかりをいたるところに感じる年だったと振り返ります。家伝法の5年後見

直しが先日の家畜衛生部会でも議論されるなど1月1日の大臣指定地域での対応の施行を皮切りに、来年以降の対応には変化があるかと思いますが、それぞれの立場から新たな対応についてご協力をお願いします。拙速すぎる動きは避けるべきであるものの、私も来年末の漢字が再び同じ意味での「変」にならないよう努力していきたいと思います。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課
☎03(3502)8111 内線4581
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1